

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

（名 称）S h i n w a W i s e H o l d i n g s 株式会社

（法人番号 7010001047124）

上記被審人に対する令和6年度（判）第30号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2100万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年6月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和7年4月24日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都千代田区丸ノ内二丁目3番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人及び被審人の連結子会社は、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容 (注)	主な事由
1	令和2年8月31日	第31期(令和元年6月1日～令和2年5月31日)に係る有価証券報告書	令和元年6月1日～令和2年5月31日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲416,165千円であるところを ▲305,705千円と記載	繰延税金資産の過大計上に伴う法人税等調整額の過少計上
2	令和3年1月14日	第32期第2四半期(令和2年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和2年6月1日～同年11月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲24,455千円であるところを 25,060千円と記載 経常利益が ▲39,871千円であるところを 9,645千円と記載	売上の前倒し計上

3	令和3年 8月27日	第32期（令和2年6月1日～令和3年5月31日）に係る有価証券報告書	令和2年6月1日～令和3年5月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲159,404千円であるところを 23,367千円と記載	売上の過 大計上、 売上の前 倒し計上
4	令和3年 10月14日	第33期第1四半期（令和3年6月1日～同年8月31日）に係る四半期報告書	令和3年6月1日～同年8月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	経常利益が ▲1,438千円であるところを 19,707千円と記載	売上の前 倒し計上
5	令和4年 10月17日	第34期第1四半期（令和4年6月1日～同年8月31日）に係る四半期報告書	令和4年6月1日～同年8月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲30,230千円であるところを 17,144千円と記載 経常利益が ▲18,253千円であるところを 22,306千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲29,193千円であるところを 5,858千円と記載	売上の過 大計上、 売上の前 倒し計上
6	令和6年 1月12日	第35期第2四半期（令和5年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和5年6月1日～同年11月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲10,142千円であるところを 9,900千円と記載 経常利益が ▲143千円であるところを 19,900千円と記載	売上の過 大計上、 売上の前 倒し計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号2の事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号3の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、
令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第185条の7第6項

表の番号4、同5及び同6の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第31期事業年度（令和元年6月1日から令和2年5月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額176,304円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項の規定により、被審人の第32期事業年度（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）第2四半期（令和2年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第32期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以

下「第 32 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 32 期第 2 四半期報告書	192, 029 円
第 32 期有価証券報告書	200, 406 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 32 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 32 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となる。

ここで、第 32 期第 2 四半期報告書及び第 32 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 32 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を第 32 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 32 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 2, 000, 000 \text{ 円}$$

第 32 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 6, 000, 000 / (3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 4, 000, 000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 4 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 33 期事業年度（令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 3 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 177, 785 円が、6, 000, 000 円を超えないことから、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円となる。

表の番号 5 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 34 期事業年度（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 4 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被

審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 640,081 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。

表の番号 6 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 35 期事業年度（令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで）第 2 四半期（令和 5 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 365,778 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。